

10. 組合会議員、役員、職員及び関連事項  
に係る国内出張旅費及び報酬補償規程

三菱製紙健康保険組合

組合会議員、役員、職員及び関連事項に係る

国内出張旅費及び報酬補償規程 目次

第1条	(目的)	.....	3頁
第2条	(定義)	.....	3頁
第3条	(旅費の種類)	.....	3頁
第4条	(旅費の計算)	.....	3頁
第5条	(旅費の精算)	.....	3頁
第6条	(乗車船賃)	.....	3頁
第7条	(交通費の不支給)	.....	4頁
第8条	(乗車券等払戻の手数料)	.....	4頁
第9条	(日当)	.....	4頁
第10条	(宿泊料)	.....	4頁
第11条	(出張日数算定の基点)	.....	4頁
第12条	(宿泊料の増額又は不支給)	.....	4頁
第13条	(報酬補償)	.....	4頁
第14条	(その他)	.....	5頁
附則		.....	5頁
別表		.....	6頁

## 国内出張旅費及び報酬補償規程

### (目的)

第1条 この規程は、組合会議員、役員、職員、事業主関係者及び労働組合員が健康保険組合の開催する以下の会議及び外部開催会議等に出席した場合に対し、支給する旅費及び報酬補償に関し必要な事項を定めるものとする。

- |          |       |        |        |
|----------|-------|--------|--------|
| 1 組合会    | 2 理事会 | 3 事務監査 | 4 事務研修 |
| 5 業務遂行関連 | 6 その他 |        |        |

### (定義)

第2条 出張とは組合会等の開催招集及び直属上司の承認を得た場合で且つその距離が片道50km以上の場合をいう。

- 2 日当の支給は、所要時間が8時間を超える場合に限り別表に定める区分によって支給する。
- 3 出張に際し事業主、労働組合から第3条の支給があった場合、併給はしないとする。

### (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料とする。

### (旅費の計算)

第4条 旅費は、通常の経路及び方法により出張した場合により計算する。ただし、業務の必要または天災、その他やむを得ない理由により最も経済的な通常の経路又は方法によって出張し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

### (旅費の精算)

第5条 旅費の精算する場合は、精算書を提出しなければならない。

### (乗車船賃)

第6条 交通費については、別表に定められた区分によりその実費を支給する。

ただし緊急用務のため、理事長が特に必要と認めた出張については航空機を利用することが出来る。この場合の航空賃は現に支払った旅客運賃による。

- 2 新幹線、特急、急行、寝台、座席指定を利用したときは、その料金を支給する。
- 3 本人立替え交通費のうち、金額の証明を必要とする乗り物（タクシー等）を利用した場合は、必ず領収書を添付しなければならない。

(交通費の不支給)

第7条 組合所有又は組合借入れの船車により出張したときは、鉄道賃、船賃、車賃は支給しない。

2 外部開催の会合等に参加する場合、他から第6条に定める交通費相当額を支給されたときは、これを支給しない

(乗車券等払戻の手数料)

第8条 組合の都合又は病気その他やむを得ない事由によって出張を中止し、又は予定を変更したため、あらかじめ購入した乗車券等を払い戻した場合に要した手数料は、これを組合支弁とする。

(日当)

第9条 日当は出張の日数に応じ、別表に定める額を支給する。ただし午後に出発し、又は午前中に帰任した日の日当は半額とする。

2 宿泊を要しない出張においては、所要時間が8時間を超える場合は日当を支給する。

(宿泊料)

第10条 宿泊料は宿泊夜数に応じ、別表に定める額を支給する。ただし車船中に宿泊した場合は、別表に定める車船中宿泊料を支給する。

(出張日数算定の基点)

第11条 第9条による出張日数・時間の算定は最寄りの交通機関の駅を基点とする。

(宿泊料の増額又は不支給)

第12条 外部及び上級の者と同行し、又はその他の事情のため所定の宿泊料では実際に支弁できないときは、宿泊領収書を添付のうえその実費(ただし所定宿泊料の50%増を限度とする)を支給する。

2 事業主の施設又はこれに準ずる施設に宿泊し、組合費をもって宿泊の費用を支弁した場合、自宅又は知人宅等に宿泊した場合、又は他から招待を受け宿泊の費用を要しない場合には、宿泊料を支給しない。

(報酬補償)

第13条 組合会議員及び役員としての職務を行うため、平常の業務に対する報酬を受けられない場合には、その事業主の証明により、受けることが出来なかった報酬額を

補償することが出来る。

(その他)

第 14 条 嘱託職員等の旅費又は特別な事情があり、この規程により難しい場合は、理事長が適宜その支給を決定することが出来る。

附則

- ・この規程は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- ・旧第 9 条を第 9 条と第 10 条に分割し、第 11 条を新設。旧第 10 条から旧第 12 条を各々第 12 条から第 14 条に置き換える。更に別表の「区分」に「理事」と「監事」を追加し、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

別表

【旅費区分】

区分	車輛区分		日当 (1日につき)	宿泊料	
	汽車及び電車	寝台		旅館	車船中
理事長	普通	A寝台	2,500円	9,500円	1,900円
常務理事		B寝台	1,900円	9,000円	1,700円
理事				8,500円	1,500円
監事					
議員					
事務長				8,000円	1,300円
一般職					
その他					